



お問い合わせは、  
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は  
お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



個人浄化槽を  
設置されている方へ

浄化槽の維持管理は

大丈夫ですか？

① 法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です。

【検査申込み機関】

公益社団法人

和歌山県水質保全センター

〒640-8003

和歌山市南大工町26(環境会館)

☎ 073・432・6433

HP <http://wakayama-suiho.or.jp>

② 保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的に点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上(年間3回以上)となります。

③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。

《ご注意ください》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。



秋の夢を掘り当てよう!

オータムジャンボ1等前後賞合わせて5億円  
1等3億円、前後賞各1億円

**オータムジャンボ 5 億円**

9月26日(月)発売

ご購入は、和歌山県内の売り場で!

発売期間: 9/26(月)~10/14(金)  
抽せん日: 10/21(金)

市町村振興宝くじ 2016

この宝くじの収益金は明るく住みよいまちづくりに使われます。公益財団法人 和歌山県市町村振興協会



お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。



# 消費者ホットライン

## 1188番のご案内

消費者ホットラインの電話番号が、平成27年7月1日から(☎1188)に変わりました。

これは全国共通の電話番号で、電話をおかけいただくと、当町の場合は住民福祉課(☎63・3800)をご案内します。

窓口の存在や連絡先をご存知でない消費者の方の「最初の一步」をお手伝いいたします。

土日祝日など、役場や県の消費生活センター等が開いていない場合には、国民生活センターに相談でき、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて毎日ご利用いただけます。

契約、悪質商法、製品・食品や

サービスによる事故等について、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン1188番をご利用ください。

### 「消費者ホットライン」

#### 操作の流れ

- ① ☎1188を押す
- ② ガイドアナウンスが流れるので、アナウンスの通り操作する
- ③ 最寄りの消費生活相談窓口が案内される

※相談窓口へ繋がった時点から、通話料金が発生します(相談は無料です)

### よくあるご質問

#### Q1 どんな内容を相談できるの？

#### ① お答えできる相談例

- ・消費者契約に関するトラブル
- ・悪質商法、訪問販売・通信販売などのトラブル
- ・製品・食品やサービスによる事故・情報提供
- ・産地の偽装、虚偽の広告などの不適切な表示の情報提供・トラブルなど

#### ② 専門の相談窓口を

#### 紹介する相談例

人権相談、労働問題の相談、公害苦情相談、感染症等の健康に関する相談、行政相談 など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、またはその危機が切迫している場合などは、まずは警察や消防にご連絡ください

#### Q2 相談は1188でないといけないの？

・消費者ホットライン1188は、相談先をご存知ない消費者の方に、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内するものです

・既に相談窓口の電話番号をご存知で、その窓口への相談をご希望の場合は、直接お電話ください

### 悪質商法にご用心！

悪質な訪問販売、電話勧誘があなたを狙っています。



### 困った時は相談窓口へ

相談窓口		
名称	電話番号	受付時間
和歌山県消費生活センター	☎073-433-1551	平日 9:00~17:00 土・日 10:00~16:00 ※祝日、年末年始を除く
和歌山県消費生活センター紀南支所	☎0739-24-0999	9:00~17:00 ※土日祝、年末年始を除く
日高町役場 住民福祉課	☎63-3800	8:30~17:15 ※土日祝、年末年始を除く
御坊警察署	☎23-0110	

一人で悩まず、できるだけ早く相談しましょう。